

# 住宅の耐震診断を応援します！

～令和7年度 広島市住宅耐震診断補助制度の募集案内・申込書～

※ 過去に増築が行われている住宅について、要件の緩和を行いましたので、該当する場合は、事前にご相談ください。

## 1 「広島市住宅耐震診断補助制度」の目的

地震に対する安全確保について市民の皆さんの意識向上を図り、財産である住宅を守ることを目的として、住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

## 2 制度の概要

募集の対象となる住宅は、広島市内の戸建木造住宅及び分譲マンションで、裏面申込書の要件（戸建木造住宅は①～⑤、分譲マンションは①～⑦）を満たすものです。

また、募集件数等は次のとおりです。

区分	耐震診断の方法	募集件数	補助率	限度額
戸建木造住宅	(一財)日本建築防災協会が発行する「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」に基づく耐震診断によること	9件	診断費用の 2/3	4万円
分譲マンション	(一財)日本建築防災協会が発行する「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく耐震診断によること	1件		133万 3千円(※1)

※1 延べ面積が1,000㎡未満の場合は、別途算定した額

## 3 申込み方法

別紙申込書に記入し、令和7年4月14日(月)から令和7年4月25日(金)(必着)までに、持参・郵送、FAXまたは電子メールでお申込みください。

- \* 持参の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。
- \* FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- \* 募集件数に達しなかった場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

## 4 申込み後の主な流れ

- ・ 申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。
- ・ 補助対象者に決定した方に、正式な申請書類を送付します。
- ・ 広島市に登録した耐震診断資格者から、診断を行う建築士を選定します。
- ・ 耐震診断費用の見積書等を添付し、補助金交付申請書を広島市に提出します。  
(正式な申請書類の受領から1か月以内を目途に提出してください。)
- ・ 広島市から補助金交付決定通知書を受け取った後、契約し、耐震診断を開始します。
- ・ 令和8年1月末までに、広島市に耐震診断の結果を報告します。

### 【問合せ・申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 ・ FAX 082-504-2308

電子メール [jutaku@city.hiroshima.lg.jp](mailto:jutaku@city.hiroshima.lg.jp)

### 【広島市ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021346/1026338/1018624.html>

総合トップページ > くらし・手続き > 住まい > リフォーム・住宅補助制度

> 助成・手当(リフォーム・住宅補助制度) > 住宅の耐震診断を応援します！



市 HP

受付番号 第 号

令和7年度広島市耐震診断費補助事業（戸建木造住宅・分譲マンション）申込書

- 戸建木造住宅は①から⑤まで、分譲マンションは①から⑦までの要件を満たす必要があります。
- 太枠内にご記入の上、持参、郵送、FAXまたは電子メールによりお申込みください。  
※FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- 該当する□に☑してください。

申込日	令和 年 月 日
申込者 (所有者)	フリガナ 氏名 電話番号(日中の連絡先)
住所	〒
補助対象となる 住宅の所在地 (現住所と異なる場合)	〒 広島市 区
①建築時期	明治・大正・昭和 年 月 日 * 昭和56年5月31日以前に着工されたものに限り * 「昭和〇〇年頃」などわかる範囲で構いません。

戸建木造住宅

分譲マンション

②住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅(二世帯住宅を含む) <input type="checkbox"/> 併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)	<input type="checkbox"/> 分譲マンション(店舗等を含む場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)
③構造	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組構法及び伝統的構法 * ツーバイフォー工法、丸太組工法、及びプレハブ工法は対象外 * 混構造、スキップフロアなど特殊な形状の住宅は対象外	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 * 壁式鉄筋コンクリート造及びプレハブ工法は対象外
④補助対象者	<input type="checkbox"/> 居住している「所有者等」※1 <input type="checkbox"/> 当該住宅の「居住予定者」※2	<input type="checkbox"/> 区分所有者自らが居住する住宅戸数の割合が、全住宅戸数の2分の1以上である管理組合
⑤階数	<input type="checkbox"/> 2階以下	<input type="checkbox"/> 地上階数が3階以上
⑥構造図面等		<input type="checkbox"/> 耐震診断に必要な構造関係図書がある。
⑦決議書		<input type="checkbox"/> 耐震診断実施についての管理組合の決議書を、令和7年8月末までに用意できる。

※1:「所有者等」とは、所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親)をいいます。

※2:「居住予定者」とは、補助対象の住宅に居住を予定している方のうち、当該事業の実績報告の時点において「所有者等」であり、居住している方をいいます。